

和歌山県立医科大学保健看護学部ティーチング・アシスタント制度実施要綱

制 定 平成21年4月1日
最終改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県立医科大学保健看護学部（以下「学部」という。）におけるティーチング・アシスタント制度の実施についての事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ティーチング・アシスタント制度は、和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科（以下「研究科」という。）に在学する学生（以下「大学院生」という。）のうち成績優秀な者を、教育的配慮のもと、教員の補助者（以下「ティーチング・アシスタント」という。）として従事させることによって、大学教育の充実を図るとともに、将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会を提供することを目的とする。

(業務)

第3条 ティーチング・アシスタントの業務は、学部及び和歌山県立医科大学助産学専攻科に在学する学生に対する教育的効果を高めるため、主に授業に係わる実験・実習等（以下「授業」という。）に関する教育補助業務とする。

(従事期間)

第4条 ティーチング・アシスタントの従事期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年以内とする。

(推薦書の提出)

第5条 大学院生の指導教授は、成績優秀な者をティーチング・アシスタントとして、ティーチング・アシスタント推薦書（別記様式1）により、研究科の長（以下「研究科長」という。）に推薦することができる。

(選考)

第6条 研究科長は、前条の規定より推薦のあった者のうちから適任者を選考し、和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の審議を経て決定する。

(委嘱)

第7条 研究科長は、前条の規定により選考し、決定した者をティーチング・アシスタントとして任用し、委嘱する。

2 研究科長は、前項の委嘱結果を大学院生の指導教授に通知するものとする。

(事前指導等)

第8条 大学院生の指導教授及び授業の担当教員は、ティーチング・アシスタントによる教育補助業務を把握し、当該授業の安全管理に十分配慮しなければならない。

2 大学院生の指導教授及び授業の担当教員は、ティーチング・アシスタントに対して、あらかじめ教育補助業務に関する指導を行わなければならない。

(実施報告書)

第9条 大学院生の指導教授及びティーチング・アシスタントは、毎月の授業終了後、実施報告書(別記様式2)を作成し、翌月の5日までに研究科長に報告しなければならない。

(報償費)

第10条 ティーチング・アシスタントには、予算の範囲内において報償費を支給する。報償費は実施月の翌月末までに支給する。

(実績報告)

第11条 研究科長は、年度の最初に開催する研究科委員会に前年度の実施状況を報告しなければならない。

(庶務)

第12条 ティーチング・アシスタント制度に関する庶務は、学部事務室において行う。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ティーチング・アシスタント制度の実施について必要な事項は、研究科委員会において定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式1

ティーチング・アシスタント推薦書

年 月 日

大学院保健看護学研究科長 様

所 属 保健看護学研究科

指導教授 印

下記の大学院生をティーチング・アシスタントとして推薦しますのでよろしくお願ひします。

記

推 薦 学 生	氏 名		
	所 属	本学大学院	保健看護学研究科 博士前期課程・博士後期課程 年次
	研 究 科 目		
	職 業 の 有 無		有 ・ 無
授 業 計 画	授 業 名 (実 習 等)		
	授 業 内 容		
	担 当 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日
	担 当 時 間		年間 時間予定

